

会議録

会議の名称		第8回小金井市子ども・子育て会議
事務局		子ども家庭部子育て支援課
開催日時		令和6年9月25日（水）18時30分から20時16分まで
開催場所		801会議室
出席者	委員	会長 金子 嘉宏 委員 会長職務代理 萬羽 郁子 委員 委員 亀山久美子 委員 喜多 明人 委員 後藤 律子 委員 小峰 優子 委員 清水 圭樹 委員 村田 由美 委員 安岡 圭子 委員 渡邊 理恵 委員
	事務局	子ども家庭部長 堤 直規 子育て支援課長 鈴木 美苗子 子育て支援係主任 山下 真優 保育課長 中島 良浩 保育施策調整担当課長 吉田 亮二 児童青少年課長 平岡 美佐 児童青少年係長 鈴木 拓也 学童保育係長 野村 哲也 児童青少年課主査 永井 桂 こども家庭センター長 黒澤 佳枝 ナレッジ・マネジメント・ケア研究所 熊谷 芳浩
傍聴の可否		可
傍聴者数		7人
会議次第		1 開会 2 次期計画策定について 3 その他 4 閉会
発言内容 発言者名（主な 発言要旨）		別紙のとおり
提出資料		資料32 のびゆくこどもプラン 小金井（素案）第2章 資料33 のびゆくこどもプラン 小金井（素案）第3章 資料34 のびゆくこどもプラン 小金井施策の体系新旧対照表

第8回小金井市子ども・子育て会議 会議録

令和6年9月25日

○金子会長 それではただいまから第8回小金井市子ども・子育て会議を開催いたします。

本日は、長岩委員、水津委員、福井委員から欠席、渡邊委員から遅れて来られるという御連絡をいただいております。まだ来られてない方もいらっしゃると思いますが、時刻になりましたので開催したいと思います。

早速ですが、それでは次第の（２）次期計画策定についてを行います。事務局からの説明をお願いいたします。

○熊谷氏 事務局、ナレッジ・マネジメント・ケア研究所、熊谷です。どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうから第2章につきまして、資料32で御説明をさせていただきたいと思いますので、32を御覧ください。

すいませんが、着座で失礼いたします。

では、小金井市のこども・子育てを取り巻く環境ということで御説明申し上げます。1ページ目、人口の推移です。令和2年、年少人口1万4,879人ということで、東京の西部は少しずつ年少人口が増えているという、全国ではまれなケースということになるかと思います。

下のほうに行きまして、自然動態・社会動態です。濃いほうが社会増でございまして、毎年、社会増が増えております。特に令和2年につきましては、1,600ということで、大型マンションの建設の影響から増えておりまして、保育の量の見込みはこういったところで増えるということが分かるかと思います。

2ページ目のほうに行きまして、転入・転出の状況です。令和3年までは転入増でしたが、4年、5年と転出超過ということになっております。したがって、一番下のグラフですけれども、25歳から39歳は転出のほうが増えているということになります。

続きまして3ページ目、児童のいる世帯の変化、これは全国で見たものですが、核家族化が進んでいるという状況を児童の有無別で見たものということで、年々児童のいる世帯が減っているという状況はこれで見てとれます。

4 ページ目に行きまして、小金井市の世帯の状況ですが、こちらにおいても核家族化が進展しておりまして、1 世帯当たり令和2年で1.97人ということで、徐々に減少しております。

続きまして5 ページ目、出生の状況に行きます。こちら、出生率を見ていただきますと、令和2年で1.15、合計特殊出生率が下がっております。コロナの影響で下がっておりまして、コロナ明けの令和4年は若干回復しておるんですけども、コロナ前までには回復していないということで、これは東京近郊全て同じ傾向が見てとれます。

続きまして6 ページ目、婚姻の状況です。こちら先ほどと同じでして、コロナで令和2年、3年と落ち込みました。令和4年で少し回復いたしましたけど、コロナの前には達していないということで、出生数及び婚姻の数が減っていると、コロナで減ったものは回復していないということが見てとれます。

7 ページ目、就労の状況でございます。M字カーブが徐々に解消しているということが上の図から見てとれます。例えばですが、上の図で35歳から39歳のところを見ていただきますと、数字は載せておりませんが平成22年女性では63.0%が、令和2年には74.5%ということで、就業率が非常に高くなっているという状況です。

一方で、下のほうで全国及び東京と比べてみますと、小金井市の就業率は全国・都に比べると低い、専業主婦の割合が多いということになります。労働政策研究・研修機構の推計によりますと、2040年までどんどん就業率が高くなっていくという推計がございまして、この35歳から39歳では9割まで就業率が高まるという見込みになっておりますので、小金井市においても同様の推計が予想されます。保育の需要が高まるということが見通せます。

8 ページに行きまして、就業の状況、特に女性の就業の状況、上のグラフの下の方、女性、令和2年と平成27年を比べていただきますと、正規の職員の割合が増えているということが見てとれます。

続きまして9 ページ目、教育・保育施設の状況です。（1）利用児童数の推移ということで、上のグラフの認可・認証保育所のほうを見ていただきますと、徐々に増えておりまして、令和6年度は3,220人まで認可・認証保育の利用が増えているということになります。

9 ページ目の下のグラフを御覧ください。特に太い折れ線グラフで真ん中に丸で書いたところがございしますが、これが利用率の推移になります。利用率、分母が未就学の児

童、分子が入所者の数ということになります。これで見えていただきますと、利用率が毎年増えておりまして、令和6年は53.1%の方々が保育所を利用しているということで、大幅な利用率の増加が実績としてありまして、今後においても利用率は増えていくものと思われまます。

10ページ目が私立幼稚園の利用状況でございまして、こちらは保育が伸びているのに反して減っているという状況が見てとれます。

11ページ目は、認可・認証保育所の利用状況です。

続きまして12ページ目、地域子ども・子育て支援事業の状況でございまして。特に12ページ目の(2)を御覧ください。放課後子ども教室につきまして、令和元年度3万3,000から令和5年度12万2,000で、三、四倍の増加が見られます。学童のほうも同様に増えております。一方で令和2年度につきましては落ち込みがありまして、これはコロナの影響で一時的に落ち込んだものですが、学童保育及び放課後子ども教室ともに、母親の就業の増加に伴って利用が増えているということが見てとれます。

その他の事業につきましては、時間の関係で省略させていただきます。

続きまして16ページまで行きまして、ニーズ調査の結果の概要です。こちら、3月に速報版で御説明させていただいたもので、若干変更がございまして、3月の速報版では締切日までの人数を御報告しておりましたけれども、そのあと数名、締切り後に到着したものも含んでの集計をかけております。

また、速報版の後、調査報告書を皆様に配付させていただきましたけれども、一部誤りがあることが分かりましたので、こちらにつきまして……。

○子育て支援課長 事務局からです。すいません、今ありましたように若干ニーズ調査の誤りが分かったということで、今、再発行、再印刷の方向で調整しております。その方向で検討させていただきますということでお伝えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○熊谷氏 御不便をおかけしてすみませんが、よろしくお願いいたします。差し替えの方向で調整しております。

続きまして、17ページ目を御覧ください。未就学児童の保護者の就業の状況です。平成31年と令和5年を比べたものが上の2本の帯グラフになります。フルタイムで働いている方28.1%が41.2%に増加ということで、フルタイムが5年間で13ポイント増加しております。先ほど9ページで御覧いただきましたとおり、利用率も12ポイント増加しておりまして、この保育所の利用率とフルタイムの増加ということが1対

1の相關關係にあります。

続きまして、18ページ目を御覧ください。下のグラフ、子育てへの不安や悩みを相談できる場所というところで、5年前との比較になります。「友人や知人」とか「祖父母」への相談ができるというのが減っております。一方で、一番下から2つのところですが、すけども、「いない」という方が増えているということで、相談できる方が減っているという状況が見てとれます。

続きまして、19ページ目が小学生児童の保護者の調査になります。

20ページ目のほうに行かせていただきまして、同様に相談できる人や場所というのが20ページ目の上のグラフになります。「いない」とお答えの方が、平成30年度3.1%に対して令和5年度7.2%ということで、いない方が増えているということ。また、下のグラフを見ていただきますと、日頃お子さんを見てもらえる親族・知人というところですが、就学前児童の保護者で「いずれもいない」という方が8.4ポイント増えている。一方で、右側の小学生児童の保護者で「いずれもいない」という方が8.0ポイント増えているということで、孤立している、いわゆる「孤育て」の方が増えているということが見てとれます。

続きまして、21ページ目、22ページ目は飛ばさせていただきます。23ページ目、中学生・高校生年代の本人調査というところで、24ページ目のほうを御覧ください。参加したいと思う体験の機会ですが、ボランティアとか職業体験といったものが6割を超えているということで、こういったものに対する参加意欲が高いということが見てとれます。

続きまして24ページ目、下のグラフですが、ひきこもりの状況というところと、併せて25ページ目の下、不登校の経験というところを見ていただければと思います。まず、ひきこもりの状況です。下のほうに準ひきこもりの定義がございますけれども、これが2.9%、狭義のひきこもりが1.7%、合わせて広義のひきこもりの方が4.6%となっております。内閣府の全国調査を見ますと、こちらの広義のひきこもりが2.0%に対して小金井市は4.6ということで2倍以上——この数字の信頼度にもよりますが——この調査からするとひきこもりの方が全国の2倍以上になっているということが見てとれます。

また、25ページ目の下、不登校の経験のところですが、平成30年度1.0ポイントという方が現在も登校ということに対して令和5年度は3.2ということで3倍以上にな

っているということで、ひきこもりの方、不登校の方が非常に増えている。これは全国的な特徴でもあるんですけども、ここ小金井市でもこういったところが見てとれるといったところで、こういった方々の社会参加なり人とのつながりをどうしていくのかといったことが課題になると思います。

続きまして、29ページ目まで飛ばさせていただきます。29ページ目の真ん中、居場所の箇所数と自己肯定感の相関ということになります。ほっとできる居場所がありますかといったところで、何か所あるかといったことをカウントしたのが29ページ目の上のグラフになります。何か所かといったことと自己肯定感の相関を見たものになりますが、居場所の数が多いほど自己肯定感が高いということが小金井市の調査で見えてとれますが、こちらは全国どこの地域で行ってもこの相関を見てとれます。ほっとできる居場所が多ければ多いほど、いろんな方とつながる機会があつていろんな体験ができて自己肯定感も高くなっていくという、居場所の施策というのはとても重要といったことが見てとれます。

続きまして30ページ目、子どもの権利の質問になります。前回5年前に比べて知っている割合は増えておりますが、まだ言葉を聞いただけとか知らないといった割合は8割ありますので、周知度を高めていくといったことが一つ重要になるかなと思います。

続きまして、33ページ目まで飛ばさせていただきます。子ども・若者からの意見聴取の結果ということで、今回こども基本法が成立いたしまして、子どもの意見を表明する機会をつくるといったことがこども基本法の第3条、また11条ではこども計画に意見を反映するといったことが載っております。

こういったことから、本市においてもキッズカーニバルにおける意見の聴取及び若者ワークショップを実施しております。キッズカーニバルにつきましては未就学の方及び小学校——主に低学年が多いと思いますけれども——のキッズカーニバルに参加している方々に対して、シールを貼ってもらう形でアンケート調査を行いました。回答者は268名ということになります。

とても楽しいと思うのはどこですかとか、楽しいのはなぜですかといったことを確認しております。33ページの下に書きましたけども、問2「友だちや仲間、やさしい大人たちがいるから」といった人とのつながりが重要視されている。また、34ページ目の問4なんですけれども、「いろんな人と出会えること」がとても多くなっております。単なる場所ではなくて、そこでいろんな方と話ができる、いろんな方とつながると

いったことが楽しいということと理解しております。実施結果から分かるところ、下から第2パラグラフ目のところです。居場所が楽しい理由は「友だちや仲間、優しい大人がいる」というところが多くなっていることで、友達との交流とか大人のサポートを推進していくといったことが重要と考えております。

続きまして35ページ、若者ワークショップでございます。名称がU30こがねい会議室における意見ということで、真ん中辺に「ワークショップの名前決め」と書いております。今回、29名の方に参加していただきまして、6チームに分かれてグループワークを行っていただきました。皆さんにこの会議の名前は何かいいですかと聞いたところ、「U30（アンダーサーティ）こがねい若者会議」がいいと、得票が多かったものですから、こちらの名称についても「U30こがねい若者会議室」とさせていただいております。

実施結果につきましては、居場所で、単なる場所がいいのか、それともどういう時間の過ごし方がいいのか、人との関係がいいのかといったことを聞いたところ、単なる場所だけではなくて、やはり時間とか人とのつながりといったことが重要要素として必要なのではないかという意見が出ております。

36ページ目、一番下にまとめというふうにしております。物理的な居場所だけでなく、イベントなどのテンポラリーな居場所を求める声がたくさんありました。同世代や異世代との交流といったところでまちづくりをしていって、小金井市に愛着を持ちながら、多様な体験をいろんな人とのつながりの中でつくっていただく中での居場所の大切さを皆さんのワークショップから感じたところです。こういったところを計画に反映できればよいかなと考えております。

最後のページ、37ページが成果指標の状況、5年前にアウトカム指標項目を設定いたしましたして、それに対して、今回のアンケート調査で達成したかどうかといったことを一覧にしたものです。自分のことが好きだという自己肯定感ですとか、子どもの権利が守られているといったことに関しては、目標以上に達成したなど観察しておりますが、一方で、子育て環境に満足しているというところとか、一番下の地域での子育て支援活動が充実しているかといったところについては、残念ながら目標値を下回りました。また、上から3つ目ですけども、困ったときの相談相手がいないといった、いる割合が多くない、中高生ですけども、先ほどの親世代も含めてなんですが、孤立、孤独といったことの目標に関しては残念ながら下回ったといった結果で、いかにつながりをつくって

いくのかといったことが子ども計画の重要な課題の一つと考えております。

第2章に関する説明については、以上になります。

○子育て支援課長 すいません、事務局から1点補足させていただきます。

12ページなんですけれども、先ほど放課後児童健全育成事業の中で、参考値の放課後子ども教室の実施状況を熊谷さんのほうから御説明いただきましたが、ここは、親御さんが就労している、していないに関わらず、放課後の居場所として実施されているものですので、就労との直接の関係性等はございませんが、令和4年、5年で増えてきているというのは、各市内の小学校全てでこの放課後子ども教室の実施を始めたということで、参加者数、実施回数とも増えてきているというところでございます。

すいません、ちょっと補足させていただきました。

○熊谷氏 すいませんでした。

上の学童保育の実施状況については、先ほどの説明のとおり就業とも関係しておりまして、すけれども、下のほうの子ども教室は関係ないということで訂正させていただきます。失礼いたしました。

○金子会長 引き続きでよろしいですか。

○子育て支援課長 いいですか。

○金子会長 お願いします、質問は合わせてということで。

○子育て支援課長 では、3章のほうの御説明をさせていただきます。資料33を御覧ください。

着座で御説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、第3章につきましては、基本理念・視点について表記させていただいております。

まず、基本理念についてでございます。「のびゆくこどもプラン 小金井」の目指す方向性としまして、今までの計画の基本理念の考え方を継承しつつ、子どもを主体としての考え方を加えた新たな基本理念を設定いたします。小金井市の子育ち・子育て支援の総合的な施策を推進していくことによりこどもの権利が保障され、こどもの幸福（ウェルビーイング）を実現するといったしました。ここでは現計画と同様、子どもの存在は私たちの未来ですということで記載させていただいております。また、国のほうではこども基本法がつくられて、子どもたちが社会に主体的に関わる機会を増やして、子どもの声が政策決定に反映される社会を目指していくとしておりまして、子どもたちの権利や最善の利益を重視する「こどもまんなか」の視点へと価値観の社会変革を起こすも

のというふうに期待しているところでございます。

そこで、このような点を踏まえ、子育て、子育て支援の総合的な施策を推進し、市のみならず市民、団体及び事業者等と連携して次のとおり取り組みますとしまして、次の2ページを御覧ください。方向性というところでございます。まず初めのところには、子どもたちの思いというものを現計画でも表記させていただいておりまして、子どもは愛情を持って自分のことを考え、接してほしいと願っています。また、自分の意思を伝え、受け止められること、より良い環境で育ち育てられることを願っていますということ、まず一番初めに記載しております。

それから、「私たちは」ということで、この願いを受け止めて、私たち——これは市、団体、事業所等を指しますが、私たちがどのように支えていきたいかということ、次の中で記載をさせていただいております。そして、こどもまんなかの社会に変えていくというところで、これまでも小金井ではこどもまんなかということでの取組はあるんですけれども、一旦ちょっとこちらをイメージとして、今回このイメージ図を差し込みとして記載させていただいております。

それから、次のページ3でございます。2としまして、基本的な視点と目標について記載させていただいております。子どもの育ちをめぐる環境を踏まえまして、基本理念を実現するために、主体ごとの3つの基本的な視点と6つの基本目標を立てまして、子育ての主体である子どもへの支援、子育ての主体である家庭・保護者への支援、これらを支える地域を主体とした環境づくりや支援を引き続き推進していきますとしております。

基本的視点1、こどもが心豊かに成長できる。その次に、基本目標1、こどもの最善の利益が守られている。基本目標2、子ども・若者が豊かな体験と仲間づくりができる。基本的視点2、子育て家庭が子育ての喜びを感じられる。基本目標3、こどもを生み育てる家庭が支援されている。基本目標4、子育て、子育て家庭の困難が軽減されている。基本的視点3としまして、地域で子育て・子育てを支え、まちが笑顔あふれるとしまして、基本目標5としまして、地域社会が子育てを見守り支えている。基本目標6、地域社会が子育てを見守り支えているということで、視点と目標を記載させていただいております。

次の4ページでございます。こちらには、計画の基本的視点に対しまして、先ほども現計画での成果指標の結果が第2章のほうで示されておりましたが、今期も成果指標を

設けたいと考えております。基本理念、基本的視点及び重点施策の達成状況や施策の効果を図るために評価指標を設定していきます。こちらの評価指標については、このような内容で今のところ設定をしているところでございます。

こちらにお示ししました図は現行の想定でございまして、今後の作業を踏まえて変更の可能性もございます。基本理念、基本的視点及び重点施策の達成状況や施策の効果を図るために、評価指標を設定するということでございます。今期目標の達成状況や施策の効果についての評価・分析を行って、PDCAサイクルを継続していくというところでございます。

5 ページ目を御覧ください。ここでは施策の体系を示させていただいております。こちらは、現行の第2期と今回の第3期といいますか次の計画の新旧が分かりやすいように、資料34をお作りしておりますので御覧ください。左半分が現行計画の体系図となっておりまして、右半分が次期計画の体系図案となります。かつ、基本理念ですが、先ほども読み上げさせていただきましたが、現行計画では、目的として子どもの幸福と権利保障、手段として、子育て、子育て支援の総合的な推進という構成で行政視点に立っておりますが、次期計画案では、手段、目的の順番を入れ替えまして、子ども視点に立ち、こどもの幸福（ウェルビーイング）を実現するとして地域の目指す姿を明確にした御提案となっております。

また、基本的視点及び基本目標についても、現行計画では行政が主語となっておりますが、次期計画案では基本視点の上から順に、こども、子育て家庭、地域、市民ということの主語にして、地域のあるべき姿、アウトカムを明確にしたというところでございます。

次に、重点施策について主な変更点を御説明させていただきます。まず、基本目標1の重点施策について、昨今の子ども・若者を取り巻く環境ということで、こども大綱を参考にしまして、1-2でヤングケアラーの支援を行いますということで、ヤングケアラーの支援というのを加えております。また、1-3のところ、自殺を防止する見守りの環境づくりを進めますということで、自殺防止対策の観点を含めております。それから基本目標2の重点施策につきましては、次期計画は、若者の計画というものの内包するとなっておりますので、「子ども」という言葉から「子ども・若者」と変更した上で、新たな重点施策として2-4、若者の社会的自立に向けて応援しますという重点施策を加えてございます。

現在、第4章の子ども・子育て施策の取組については素案を作成中でございまして、今後この施策の体系については、その施策の展開に応じて、もしかしたらちょっと変更の可能性がありますが、現時点の案ということでお示しさせていただいております。

新旧見比べの対照表は以上でございます。

資料33に戻っていただければと思います。6ページでございます。こちらは現計画のほうでも、子ども分野の社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）のイメージ図ということで載せておりますが、こちらの新計画のほうで、18歳未満までを対象としていたものからちょっと枠が広がるというところで、地域の居場所、社会参加、こういったところが重要な視点となってきますことから、居場所・参加支援の欄を上から2段目に設けているというところでございます。

また下の部分では、地域の子育て支援ネットワークとして、公的なサービス以外の地域内のインフォーマルサービスを数多く配置するということで、地域全体で子育て、子育てを見守り支えるということをイメージしまして、このような図としております。人と人、人と資源をつなげるということでイメージを表現しております。こういったことで、子どもや孤立化した子育て家庭の社会的包摂を図り、誰一人取り残さない社会の実現を目指していくということで、イメージ図を挿入させていただいております。

次、7ページを御覧ください。こちらでは「のびゆくこどもプラン」、現行の第2期の課題と方向性ということでございます。

（1）としまして、こどもの権利の尊重でございます。先ほども2章のほうで御説明もありましたが、これまでもオンブズパーソンの設置などいろいろ取り組んできたところではございますけれども、まだまだ認知度が低いというようなこともありまして、そういったところが課題と感じているところでございます。

方向性として、1、こどもの権利やオンブズパーソンの普及啓発を推進します。2、こどもの権利侵害を許さないという意識醸成と権利を保障します。3、こどもの意見表明権を確保するための仕組みづくりを進めますということで、今後の方向性を示させていただきます。

次の8ページでございます。（2）地域における子ども・若者の居場所づくりの推進というところでございます。こちらやはり居場所が大切であるという状況を御説明させていただきましたが、今後の方向性として、市のほうで「小金井市子どもの居場所づくりの推進に関する指針」を策定しておりますが、これに基づきまして今後も居

場所づくりを継承するとともに、若者の視点も加えて取り組んでまいりたいと考えております。方向性としまして、１、子ども・若者の活動場所の拡大に取り組みます。２、こどもの居場所の推進体制を整備しますということで記載させていただいております。

次の９ページを御覧ください。（３）多様な教育・保育の量と質の充実でございます。こちら、母親といいますか女性の就業率の上昇というところが見えてまいりましたが、その中で、教育・保育の充実においては子どもの健やかな成長を第一に考えるということで、利用者の意向を十分に踏まえて地域の施設に通える体制の整備を進めてまいりますと、方向性を示しております。１、多様化する保育ニーズに対して、多様なサービスを展開します。２、多様化する教育（幼稚園）ニーズに対して、多様なサービスを展開します。３、学童保育のニーズの高まりに注視しつつ、受入体制の拡充に取り組みますということでございます。

次の１０ページを御覧ください。（４）支援が必要な子ども・家庭への援助促進と連携強化でございます。いろいろ複雑な課題、問題を抱えた家庭というのがクローズアップされておりますが、このような状況を踏まえまして、ライフステージを通じた医療・保健・福祉・保育・教育、こういった関係者の緊密な連携の確保とネットワークを充実させて、児童虐待・障がい・貧困などに対して、地域、関係機関とも連携しつつ、課題に応じた支援策を強化していく必要があるということで考えております。

今後の方向性としましては、切れ目のない支援を引き続き行っていくということ、児童虐待の対策にも取り組む、特別に支援が必要な子どもに対する支援、それからこどもの貧困対策ということで取り組んでまいりたいということでございます。

最終ページ、１２ページでございます。地域の子育ち支援ネットワークの整備ということでございます。やはり子どもは家庭の中だけではなくて、多様な他者とか地域との関わりの中で育つ存在であるということから、子どもたちが地域との多様な関係を持って、自分らしく過ごせる多面的な環境を整備することが重要と考えております。性別、障がいの有無、家庭の経済環境、文化的背景などに影響されることなく、全ての子どもたちがその能力をいかんなく発揮し、自分らしく生きることができる社会を地域ぐるみでつくることが求められているということで、このような方向性を示させていただいております。

そして、６つ目としまして、こちらは「子育ち」ではなくて「子育て」ですね、すいません。地域の子育て支援ネットワークの整備という点でございます。こちらにつきま

しても、就労家庭が多くなってきているというようなこともあったり、役割分担というところの調和というものもございまして、男性の育児・子育て参加を促進しつつ、多様な働き方に対応した保育サービスの充実等、総合的な子育て支援を展開して、地域の人々が育児や子育ての役割、育児休業等に対する理解を深めるよう周知・啓発し、多様な家庭環境を支える社会的基盤形成をより進め、広げていく必要がありますと記載させていただいております。

今後の方向性についてはお示しのとおりでございます。

雑駁ではありますが、以上で3章の説明は終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○金子会長 ありがとうございました。

事務局から説明をしていただきましたが、御発言されたことがありましたらお受けしたいと思います。なお、御発言の前にお名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

変更点がありましたとおり、行政が主語でないものに変えていっていますということと、大きな変更点としては、若者が今回ここでは入ってきているので、若者の部分が変わってきていますよというところが大きな変更点のところかなと思います。若者が入ってくことで子どもの表記だとか、この子どもは誰を指すのかというのが結構難しいことになってしまっているなというところがありますが、ぜひ活発に御意見をいただければと思います。いかがでしょうか、御発言はどなたからでも。

○喜多委員 ちょっと確認なんですけれども。

今日は水津さん、子どもの権利部会長がいらっしゃらないので確認ができていないんですが、確かこの計画を作成するにあたって、一応子どもの権利部会としての報告を出して、その報告に基づいて計画を検討していただけるというような、前回か前々回にそういう話があつて。ちょっと僕、子ども権利部会の報告がそちらに上がったという話を聞いてないんですが、どうなっているんですか。

○児童青少年課長 今月、権利部会の書面開催の会議を開くというところで今調整をしております、これからこちらにお出しをするという動きになっております。

○喜多委員 ということは、この7ページ、「のびゆくこどもプラン 小金井」の課題と方向性という部分のオンブズとか意見表明権の仕組みづくりのところは、これから部会の報告を受けて、少しここも変わると考えてよろしいでしょうか。

○児童青少年課長 委員の皆様の報告の内容によっては調整が入ることも考えられますが、まずは報告書をまとめるというのが権利部会としては、今やっている作業ということになります。

○喜多委員 その報告を受けてということで、これは最終的には少し確認していただくことになりますね。

○児童青少年課長 こちらの内容については、今取りまとめている事務局との調整ということにもなるかと思いますが。

○喜多委員 ちょっと部会長が今、体調を崩されておりますので、ちょっと延期にされて。ただ、権利部会そのものは、計画づくりのための担当として専門部会をつくらせていただいたわけですから、当然、報告書を提出しないと部会の存在意義が、計画が先にできちゃっていて後から報告書を作っても意味がないので、その辺りの調整をよろしく願いたいと思います。

○児童青少年課長 承知いたしました。

○金子会長 ありがとうございます。

先ほどあったように、若干遡りながら修正をしていくということは可能かと思いますし、具体策に関しては、今後、入ってくるということになりますので、そちらのほうにも反映されていくのかなというふうに思います。

○喜多委員 恐らく報告書を作る段階で入ってくる問題だと思うんですが。例えば7ページの「意見表明権を確保するための仕組みづくりを進めます」というところは、一般論で意見を言える環境づくりとか、自分の意志が尊重され存在が認められる経験をするということもあるんですけども、基本はこども基本法の11条、つまりこども施策を立案、実施、評価する際にはこどもの意見を反映するための措置をとるという義務づけ規定が実際に課せられている、つまり、施策を立案したり、それを実施したり、評価するときには必ず意見を聞かなきゃいけないということも基本法の基本のところなんですね。

ですから、そことの兼ね合いでぜひこども、施策の立案とか評価に関連してのこどもの意見の反映という部分は検討しておいていただけるといいかなと思います。もちろん本来、報告書が先になくてはいけないんですが、それがないので、あらかじめ調整ということで、そこは一つ気になったところです。

○金子会長 皆さんいかがでしょうか。どうぞ。

○後藤委員 何点かありまして、まず1点目が、子どもの表記に関してというのは以前話題になっ

たかなと思うんですけど、今回も子どもの「こ」の字が平仮名だったり漢字だったり
が混在している意味についてお伺いしたいなというところ。

あと2点目が、社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）のイメージのところ、
18歳以上の一番最初にまず「大学」というふうに教育の枠が出ていて、ひきこもりだ
ったり居場所の問題をすごく言いながらも、18歳以上の場所のまず最初に「大学」と
出てきてしまうと、がっかりしてしまう若者がいるんじゃないかなというのがちょっと
気になった表記なので、何とかもう少し柔らかくいろんな居場所があるよというのが伝
えられないかなという点。

一度にいっぱい言ってしまうんですけど、3章の9ページ目、学童保育のニーズに関
してなんですけど。前回までは学童保育に対しての具体的な記述はなかったんですが、
今回こういうふうに載せて、しかも全入制をしているというよりも、民間学童のことを
明記したりとかほかの放課後の子どもの居場所の充実を図るというのが出てきていると
いうのは、やっぱり全入制はもう無理だよという大規模化のことを少し暗にほめかし
ているのかなというのが気になったことでした。

あと最後に1点、保護者の相談先がないというアンケート結果を、これは子どもに対
するアンケートで居場所の箇所数と自己肯定感の相関関係で、保護者も居場所がないこ
とに対して自己肯定感が低くなっているのかなという、子どもを預けて遅くまで働いた
りすることに対して罪悪感を持ちながら子育てしていると考えている人がいることが、
この子育ての環境の充実度というか満足度が低くなっている結果なのかなと少し感じた
ので、何かその辺を掘り下げるとまた違った視点になってくるのかなと感じました。

以上です。

○子育て支援課長 漏れがあったら御指摘いただければと思います。

子どもの表記の点でございますが、以前、喜多委員から、こども基本法では「こども」
を平仮名で使っていて、「子ども・若者」のところでは「子ども」というのは漢字で表
記されているから、平仮名の「こども」を固有名詞的に使ってはどうかというような御
意見があったところも踏まえまして、「子ども・若者」としているところの「子ども」
は漢字にあえてさせていただいております。ですが、やはりそこは切れ目なくというか、
そこを含んでの「こども」で平仮名でいいのではないかという御意見があれば、そのよ
うに変更することは可能です。

○喜多委員 ちょっとよろしいですか。

前回の議論で、こども基本法上の「こども」とこども大綱上の「こども・若者」には、もともと矛盾があつてずれちゃっているんですね。御承知のとおり、こども基本法は年齢規定を設けなくて、ある意味では結婚まで含めて「こども」という表記でこども基本法で統一したはずなのに、大綱のほうはわざわざ「若者」というのをくつつけちゃったんですね。だから、それはある種、混乱しているわけですね。筋論としてはこども基本法が上位法ですから、あえて若者という言葉を使わなくてもこどもの中に、基本法の場合には含まれていると解釈していいんじゃないかと思います。若者支援事業を推進していくという意味で、あえて若者を入れることはいいんじゃないかと思うんですね。

ただ、それを前提にしてこども基本法の「こども」にそんなにこだわる必要があるのかってあるんですよ。正直言って僕は、小金井市子ども権利条例の「子ども」という、要するに「子」を漢字にする、つまり子どもの権利というのは固有名詞で、そのときの子どもの「子」というのは漢字なんですね、「ども」だけ開くという。この子どもの権利という言葉がほぼ定着していて、実際には最高裁の学テ判決までいってしまえばもう全部なんです。子どもという言葉がかなり「子」だけを漢字にする、「ども」を開くというのは、これはもう何度も言っていますが、ものども、従者という意味合いがあるのでその「ども」を開いているという、非常に積極的な意味を持って「ども」だけ開いた「子どもの権利」という考え方が社会的には一番定着していますので、できればそれに統一していただいたほうが混乱は避けられるのではないかと。

平仮名の「こ」でやってしまうと、こども基本法とかこども大綱だけの問題になってしまうのもう少し広く、というよりも、むしろ小金井市がつくっている今までの子どもの政策や行政、子どもの居場所もそうですし、様々に「子」を漢字にしている今までの施策の用語がありますので、それはあえて今回の法律で変える必要はないんじゃないかというふうに思いますけれども。

○子ども家庭部長 今の先生の議論のことを子ども・子育て会議としても、どっちのほうかというのをぜひ決めるというか御議論いただきたいです。事務局の意図としては、そこはすごく悩んだんですね。悩んだ上で、今までの歴史からいうと、国のプラン、そして子ども・子育ての事業計画として、そして今度こども基本法と、この3段階に進化してきた新計画なので、一応こども基本法に踏まえる必要があるとして原案を起こさせていただきました。ただ、先生のおっしゃるとおり、小金井の子ども施策という意味では子どもの権利条例が基本ですので、そこを重視するというのは、まさにその考えはあり得ると思って

いますので。ちょっとそのところ、どちらの方向が会議としてもよろしいとお考えかというのを伺いたいところでございます。

○喜多委員 もうちょっとしゃべり過ぎちゃってるから。

○子ども家庭部長 いえいえ、ありがたいです。

○喜多委員 こだわってしまうので、すいません。

もともと「child」は「児童」と訳していたんですね。古く外務省で訳した児童の権利条約ということを書いていたんですが、これは日本でいえば学齢児童の時期だけで、つまり、児童という翻訳だと、少なくとも高校生が児童の中に入ってこれなくなってしまうんですね。だから、児童ではなくて「子ども」がいいという話になったんです。

じゃあ子どもの字をどうするかというときには、どちらかというと逆行現象なんですけど、「子ども」の「ども」を漢字に戻そうという流れが、実は文科省や、東京都も石原都政のときに全部「子ども」の「ども」を漢字にしちゃったんですよ。その「子供」の流れと従来の「ども」を平仮名で書く流れとが、両方、恐らく妥協したんだと思うんですよ。子どもの「ども」を全部漢字にするのと「ども」だけを平仮名で開くのと両方の考え方があって、その間を取るために全部平仮名にしちゃった。これはもともと国民の祝日に関する法律が「こどもの日」と平仮名で全部やっていたので、要するにこれが一番、何というんだろう、どちらからも追及されないだろうというような妥協で出てきたのが平仮名の「こども」なんですよ。

それは調整した方が、こども基本法もこども大綱もやはり政治的妥協みたいなものがあってそういうふうになっているので、従来は、これは学会を含めて「子どもの権利」の「子」は漢字の「子どもの権利」がもともと社会的な一番定着している用語でして、かつ小金井市の条例のことを考えると、やはり地方自治の立場で、従来どおりのやり方でいいんじゃないか。下手すると、子ども・子育て会議も「子」を開かなきゃいけない。そういうことになってしまうとまずいので、やっぱり混乱しますので、僕は従来どおりの「子」だけ漢字にする「子ども」にさせていただいたらどうかと、ちょっと余計なことかもしれませんが。

○金子会長 多分、本質的な議論としては、「若者」が入ってきたときに若者をどう表記するか。今のところ平仮名にしている「こども」というと若者も入っているという表記の仕方です。が、そうすると1番の開いているところも「こども・若者」にしていくということになっていくと。一番下の「子育て、子育て」というのも、実は「子」の中に若者が入

っているということなんですね、一番下のことに関しては。ただ2番に関しては多分若者は入っていないと思いますね、内容として。なので、まず現実的には「子」を漢字にして、若者を特に出したいときは「若者」を入れるというような形でいいのではないかなという気もしなくはないです。

○喜多委員 もともとchildというのは未青年という発想も含まれていたんですね、国際的な用語としては。ですから、子どもの中に未青年の中の若者も、つまり中学生・高校生世代はやっぱ若者といったほうが本当はいいんですよね、子ども扱いするのは本当は困るんですけど。でも、法的な概念としては子どもの枠の中には未青年者という意味合いが入っていますので、そういうようなところは入れていいんじゃないかと。もちろんこども基本法はもっと上まで……。

○金子会長 「こども」の場合、若者は多分30ぐらいまで、自立していない人、自立ができていない人。

○子育て支援課長 成長発達段階。

○金子会長 発達段階という意味です。

○喜多委員 21世紀子ども法というか、子ども・若者支援法、あれの子どもはもともと30代末まで。今は40代というよりも5080対策、子どもが50歳。50歳まで子どもなんですよ、今、その対策でやっているのはね。いわゆる子若法ですね、そのニート、引きこもりというのは40代、50代を子どもとして対策しているわけですね。だから、子どもという概念は、そういうふうに非常に法的には広い概念だというふうに考えていただいていいと思いますね。

○金子会長 何となくあれですかね、「子」を閉じて「ども」を開くに統一をして、特に若者を強調したいときは若者を入れる。

○喜多委員 うん、それでいいと思いますね。

○子ども家庭部長 ありがとうございます。

○金子会長 そういうような形がいいのではないかなという感じがします。最終的な御判断はお任せしますが。

ちょっと一つ気になったのが、多分皆さん、先ほど居場所と自己肯定感のところを御説明したときに、相関関係だということですので、決して居場所が多いと自己肯定感が上がっているということを言っているわけではないですよ。逆かもしれない。自己肯定感が高いと居場所が多い。それは因果関係ではないんだけど。

- 喜多委員 そのほうが落ち着くかもしれない。自己肯定感が高いと活動的になるから。
- 金子会長 そういうことを誤解されるような書き方をしたほうがいい。多分、これを読んだ方は大抵誤解をすると思うんですよ。
- 喜多委員 そうだね。
- 金子会長 居場所が多いと自己肯定感が上がるというようなことは、この結果からは言えないです。
- 喜多委員 おっしゃるとおりで、自己肯定感が高いほど、要するに人との関わりを持つか持たないかということと自己肯定感はあるんですよ。だから、非常に自己肯定感が高い子ほど人との関わりを持とうとするんです。人との関わりが多くなるということは居場所も増えてくるわけで。だから、むしろそちらのほうが流れとしてはいいですね。
- 金子会長 居場所を増やせば自己肯定感が上がるのかということではないですね。
- 喜多委員 それは逆だと思うんですよね。
- 金子会長 なので、それは誤解がないような書き方をしたほうがいい。多分皆さんが誤解をする可能性がある。何かちょっと書き方を工夫してみてください。
- 子育て支援課長 会長、すみません、今何ページですか。
- 金子会長 説明していただいた29ページ。ほかにも出てきているのかもしれませんが、相関のときに、あたかも因果関係があるかのような書き方をしてしまうことがよくあるんですが、そこは気をつけないと。こちらがいいのでこちらがというのは、難しい部分だと。
- 皆さん、ほかに。
- 熊谷氏 ありがとうございます。私どももそこは因果関係ではなくて、相関関係であるということで、先ほども御説明させていただいたし、先生と同じ認識を持っております。確かに誤解されないようにということで、御意見を承りまして。
- 金子会長 何かうまい言い方があれば。
- 熊谷氏 この文章でもちょっと誤解を受けるのではないかと。
- 金子会長 あるいは、誤解されていないのか。
- 萬羽会長職務代理 この2文目が、「構築していくことが求められます。」と言ってしまうと、因果関係のように見えるんじゃないかと思います。「割合は高い傾向があります。」が事実だと思うんですけども、その後の「構築していくことが求められ」というのが、さも多いほうがいいから、構築していくようにと言っているように見えるような書き方だと思います。

○熊谷氏 ありがとうございます。

○萬羽会長職務代理 多分、後藤委員の質問に対してのあれじゃないかなと。

○子育て支援課長 2番目の社会的包摂の中で、18歳以上の大学という書き方がそのほかもあるんじゃないかという御意見です。ありがとうございます。今、教育・保育の帯の中で表記してしまったので、ここが大学というのが出ているのかなと思っていますが、確かにそうですね。いろんな教育機関というのがありますので、ここは見直しをしたいと思います。ありがとうございます。

それから、学童保育のほうはすみません。

○児童青少年課長 全入制をやめるからこういう書き方をしたとかそういうことではございません。ただ、やはり全入制を堅持するためには、当然、スペースを確保しなければ、やはり公設だけではスペースが賄い切れないため、民間活力の活用というところで、民設民営学童の推進も、一つの方途であるというところで書かせていただいたところになります。

また、施設の数が公共の場所だとやはり限られていますので、児童の移動の負担が少ない場所で、建物が安全で、避難経路も確保されているといいますと、当然、学校の活用というところが、やはり公共施設の中でも比重が大きくなっていくのかなと思っています。

その学校の併用利用というところを明記させていただいたところと、今、学童に通っている子どもたちも、学童に行ったり、日によっては「放課後子ども」で別のお友達と遊んだりとか、様々、シチュエーションを変えながら、放課後の居場所を自分なりにいろいろ増やしている子どもたちも多く、子どもが楽しく放課後に安心して過ごせる場所が幾つもあるという状態が、望ましい環境かなと思っていますので、その辺りも含めて、放課後の子どもの居場所を教育委員会とともに一緒に検討しながらと思っています。書き方としては、こういう書き方になりました。

○子ども家庭部長 補足です。そういう意味で、市は、私のほうも市長とも議論をしますけども、全入制を維持するのか、相当困難な状態に直面していますけれども、当然、維持したいということも含めてなので、そのための努力をしています。手続もですね。

今課長から申し上げましたとおり、民設民営学童も進めています。2番目、学校との関係については、教育委員会、生涯学習部、学校教育部のほうで、対策会議を設けさせていただいて、副市長、教育長にも入っていただいて、抜本的にどう対応して

いくのか。教育長は、学校の文化も変えていく必要があるとまでおっしゃっていますが、そういうことをやっています。

まだ具体的に書けるような状態ではないんですが、場合によっては本文のほうに反映させるということを考えています。そういうふうなことも含めて今対応していくということです。

○喜多委員 ソーシャル・インクルージョンの社会的包摂のイメージというところが、非常に重要な子ども計画を指して、基本的な枠組みだと思います。先ほどから出ているように、教育委員会というところが常に問われるわけですね。私も前回も前々回も言いましたが、ここにも書いている、今回はヤングケアラーが入ってきましたけれども、いじめや不登校の問題を含めて、常に、やっぱり子ども施策の中の教育部門をちゃんと計画の中に位置づけるだけではなくて、実施や評価の部分まできちんと、この辺のインクルージョンを実現できるような仕組みをつくることは必要だと思うんです。

残念ながらここは、子ども・子育て会議というのはやっぱり福祉部門の中に入っている検証システムですから、どうしてもそこに重点がいつてしまっていて、本来、子どもが長い間生活している学校生活の部分については、後で報告していただいて、教育委員会に後で報告していただくという形を取っているわけですけどね。実は、僕は前から申し上げているように、この子ども・子育て会議はすごく大事な役割を果たしているけど、やっぱり縦割りの限界というのを感じているんですよ。そういう意味では、横断的な仕組み、計画もそうですが、評価、実施も横断的な仕組みが必要だし、そのために条例があるのだと思いますので、今日はこちらの配付、検証制度の導入のための要望書が出ておりますけれども、それはあるんですが、いずれにしても、子ども・子育て会議での検証の限界と、検証の仕方についての見直しとか検討というのがあっていいと思うんです。どうしても、ここですとやっている限界が出てきてしまうんで、それは検討課題の中に、ぜひ入れておいていただくといいのかなと思います。

どういうふうにやるかは別として、例えば条例に組み込むか、もっと子ども・子育て会議をこうすればできることなのか。それを含めて検証の在り方については、検討していただいていいのかなと思います。

○金子会長 ちょうど私、昨日は部活動の地域移行化の委員会の方も出席させていただいております。実は部活動の地域移行ということは、地域教育と関わること、学童とも関わることになっていると思いますので、何かうまく連携は取っていただいております。教育と

福祉の連携というと境目みたいなところをなるべくなくしていくというのが重要なこと
だだと思います。部活動、本当に大変な状態なんですね。

○喜多委員 どちらかというと、長年、部活問題なので。

○金子会長 へとへとに……。

ほか皆さん、いかがでしょうか。

○萬羽会長職務代理 2つあって、まず関連するところで、この社会的包摂のイメージのところ、真
ん中にこども・子育て家庭が入っていて、ひとり親とかヤングケアラーとかがピックア
ップされているんですけど、今の書き方だと、ピックアップされている9個の項目
だけを支援したり、見守り、支えるように見えなくもないのかなと思って、恐らくこれ
は、こども・子育て家庭全体を支えていて、その中でこういうことを重点的にという意
味なのか、例としてこういうことがあるということだと思うので、イラストの構成がも
う少し変わってもいいのかなと思ったのと、併せて下のほうも、「人と人、人と資源をつ
なげる」と書いてあるんですけど、これだけ見ると、イメージとしては、資源というか
施設をつなげるように見えちゃうので、人と人というところがあまり見えないなという
印象を受けたというところがあります。

ちょっと関連するものもあるんですけど、2ページのほうも、まず関連してイラストの
ことでいうと、このイラストが、何かすごくイメージを狭めているような気が逆にしち
ゃって、子どもも元気いっぱいの子どもが出ていて、家族も夫婦と子どもみたいな感じ
印象を受けちゃうので、あんまり、何というんですか、イメージってすごく難しいんで
すけど、固定的なものにするということに対して違和感を感じたというのと、これも結
局、地域社会環境のところは建物しか出ていなくて、人と人が支え合うというところ
が全然見えない気が個人的にはしてしまったので、もうちょっといろんな人々で地域支
えるという感じで、夫婦と子どもだけの感じにするよりは、例えばいろんな人が出てい
るとか、もはや、それならばそういうことは入れず概念図だけにするとか、ちょっと工
夫しないと、逆に狭めちゃっているのかなと受けました。

併せて、方向性の一番上の「こどもは」というのを主語にして入れたという意図はす
ごく分かったんですけど、これも、「こどもは」「願っています」。「こどもは」「願ってい
ます」というのを、すごく決めつけて、子どもみんなが願っているような感じがしてし
まったので、これをあえて書く必要があるのかがちょっと、私としては気になってしま
って、何かみんながみんな接してほしいと思っているかということ、放っておいてほしい

と思っている子もいるかもしれないのにみたいな感じがしなくもないので、これよりは、2番目以降の、子どもの意見を尊重してとか、子どもの気持ちに寄り添って環境をつくるということが大事なんであって、子どもを主語にしたからといって、かえってこの1つ目のことで、すごく子どもの意見を尊重していなくて、固定化してしまっているような気が、私がちょっと性格悪いからそう思っちゃっているかもしれないんですけど、思ったのが気になりました。

○金子会長 どうしても、こういうものをつくろうとすると子どもを一くくりにしてしまうのですが、本来、子どもは多様な存在で、そこが一番大切なところですし、教育においても個別最適化、一人一人子どもは違うのだということがベースになっているので、こう書いてしまうと、萬羽先生もおっしゃいましたが、私もいやいやと、ここは絶対譲れないなという気はしますので、ここはあえて、これは「こども」を主語にしないほうがいいのではないかなと思います。

逆に多様性を狭めてしまうということが、逆かなと思いました。

○小峰委員 後藤委員からもさっき質問のあった、保護者というか、親のことはこれに盛り込まないのかというところで、なぜそういうふうに私が考えたかという、子ども食堂だから子どもしか食べ物を与えられないみたいな形になってしまって、やっぱり子ども食堂と名前をつけることによって、子どもにはあげられるけど親にはあげられないみたいな、そんなことが出てきたりすることもあるので、中間支援体制のところ、8ページのところで、家族のことも一緒に見ていくみたいなものを少し盛り込んだらいいんじゃないのかなと1つ思いました。

あと、喜多先生のお話にあったいわゆる縦社会で、今回のもので、いじめのところでは思ったのが、私はいじめ対策防止委員のほうをやってまして、そちらのほうで今回、市のほうでパブリックコメントを教育委員会のほうに出して、いじめ防止基本方針を改定するという出しているんですけども、それとこのいじめの支援とは、市はどういうふうにタイアップするのか、全然違う方向で歩んでいくのかななんて、そんなふうに疑問に思ったというか。なので、市の中全体でやっている子どものやっていることが見えるような形で何かあったらいいのかなと感じました。

○子育て支援課長 貴重な御意見、ありがとうございました。

すみません。ちょっと確認をさせていただければと思うんですが、保護者の支えといえますか、子育て家庭の支えというところで、ページ8のところに何か言葉というかを

入れたほうがいいという御意見でよかったでしょうか。

○小峰委員 入れなくてもいいんですが、家族を見ていくというところが、どこかに盛り込まれたほうがいいのではないかと考えます。

○子育て支援課長 ありがとうございます。

○子ども家庭部長 10ページのところで、僕も今、どこがいいのか迷いながら聞いていました。書けていないので補強しようかなと思いながら伺ったんですが、市のほうで地域子育て相談機関というのをつくろうとしています。最終的には小金井だと5か所になりますけど、中学校区ぐらい必要だといって、そこはちょっと見極めが必要だと思うんですが、いずれにしろ数か所、今のひろば事業、子どもを遊ばせる場所というのに加えて、相談しやすい、それをこども家庭センターにもつなげていく。専門の相談員を置いたり、または記録連携ができるようにするという趣旨なんですけど、この辺を書こう。

そうすると、例えば10ページのところの①切れ目のない支援のところ、こども家庭センターについて書かせていただいていますので、ここにちょっと書き加えるというのも1つのイメージかなと思ったんです。それだとすると、何かちょっと違和感はございますか。

○小峰委員 それはいい案だと思います。ただ、なぜそれにこだわっているかという、子ども食堂のときに、支援を、いわゆる東京都からいただく支援は、子どもが来ないと子ども食堂のお金が渡せないみたいな形に、枠組みがすごく狭まっちゃうような形に、いわゆる地域の居場所づくりということは、地域にはいろんな方がいらっしゃるんで、子どもだけじゃなく、子どもと一緒に困っている家庭も支援していくみたいなものができるような形に盛り込んでいただけると、そういうことを心配しないで、地域としては居場所づくりができるんじゃないかなと考えたということです。

○子ども家庭部長 そこが8ページですね。

○小峰委員 両方欲しいと思います。

○金子会長 縦割りなので難しいところですが、それが本当の子育て、子どもプランだというところがあるのかなと思いますが、なんかちょっと一つ、私も後から言おうと思っていたんですが、課題と方向性のところが、今、(1)から(5)まで大きな括弧が挙がっているんですが、それと基本目標のどこに当たるのかということがもう少し明確になったほうがいいという気がしました。多分、基本目標のほうには、子育てを支援する。子育て家庭が子育ての喜びを感じられるみたいなどころには、多分そういうことが入ってくるこ

となんだと思うので、何か基本目標ともう少し対応させたほうが分かりやすくなるかなという気がしました。課題の出し方としてもいいのかなという気がします。

そうすると多分、2の子育て家庭を支えますというところは多分、子ども食堂ではというのも、子育て家庭を支えるんだという読み取り方ができるようになるかなという気がします。

○小峰委員 あとヤングケアラーをやはり支援していくというか、ヤングケアラーを見つけるというか、そういうのはやっぱり全体を見なければいけないので、やはりそういうふうに見えるような地域づくりをしていかなくتهいけないというのが、この頃の、感じるころです。

○亀山委員 先ほどの2ページの方向性のところで、「こどもは」というところがイメージを狭めないように考えなきゃいけないということだったんですけど、私はこれを読んだときに、すてきな文章だなと思ってしまったんです。要するに、子どもの権利条約にも、子どもが生まれたら愛を持って接して、すくすくと育てていく。要するに、命を守ってもらいたい、愛情を注いでももらいたいというふうに、言葉にはしないけれども、思っていると思うんです。それが親であっても、子どもに関わる人であっても、こういうふうに願っているのではないかと思ってしまうので、何だか、これが狭めるのかなと、ちょっと分からなくて、すみません。

○金子会長 逆に、大人が当てはめてしまっているということが強く感じられるのではないかと思います。子どもの中には、こう思っていない子も……。

○亀山委員 いや、生まれた子どもに、愛情というか、育てていくという意思が大人になかったら、その子は虐待に遭うかもしれないし、いろんな事柄が起きてきますよね。だからそれを子どもは意思がないかもしれないけれども、先ほど大人が、育てる側がこれを考えなければならない、子どもじゃないほうにということだったんですけど、今言ったように子どもを真ん中ということとか、いろいろなことを考えたら、やっぱり子どもを囲むものはこうであってほしいし、それは子どもの願いでは、そういうふうに生まれてくるのではないかなという思いも、生まれてくるときに、子どもは自分の意思があるからって思うのかという。生まれた環境、生まれたところで子どもはこう思うのではないかと。思うか思わないかはちょっと分からないんですけど、狭めるというふうに捉えるのかなというふうにちょっと思ったので。すみません。

○金子会長 まさに子どもの主体性としてどう思っているかということを大人が決めつけてはいけ

ないということだと思うので、下のことは、全部大人がこうすべきだということを考えているのでいいかなと思うんです。

○亀山委員 それを思うときには、なぜそう思うのかというところがありますよね。これがあるから、こういうふうに大人もこうしていくと思うのか、こうあるからこうしていくのかというのが……。

○金子会長 それは、大人側がしてあげたいという思いも強くあるだろうし、それは度合いがあるだろうしということだと思います。この書き方をしてしまうと、子どもとはこういうものだということを大人が決めてつけてしまっているという捉え方をされる可能性があるんじゃないのかということだと思います。

一人一人が違うんだということをベースにやっぱり考えなければいけないだろうと。

○亀山委員 ごめんなさいね。一人一人がベースであるというところで、こういった思いというのは、それぞれ違うということなんですか。

○金子会長 違うというふうに考え、違わないかもしれないけれども、それを決めつけてしまっただけとはいけないということだと思います。

○亀山委員 そうなると、全てのものが難しいですよ。あまりにもいろんなものがあるから、基準になるものというのが、どこに持っていったらいいのやらって。

○金子会長 なので、大人側としてはこうだろうと思ってやることはいいんだと思うんです。それをやらないとしょうがないから。でも、そうだということをはっきり言ってしまうと、それは決めつけにしかならないですよという話になる。子どもの意見を聴くということとは、まさにこういうことを思っているのかどうかも聴かなきゃいけないという話になってくると思うんです。

○亀山委員 生まれたばかりの子どもに。

○金子会長 生まれたばかりの子どもは分かりません。この生まれたばかりの子どもは、そもそも愛情を持って接してほしいと思っているかどうかともよく分からないですけども、そもそも、大人は愛情を持って接することが多いし、そうしたほうがいいだろうということはあると思います。でも、それが子どもの願いかどうかというのは一人一人違うし、そもそも生まれたときからそう思っているかどうか。「意思を伝え、受け止められること」を本当に思っているかどうかというのは分からないですよ。

なので、こう思っていないだろうと言っていることではないんです。思っているかもしれないし、でも、思っていない子もいるかもしれないから、これを決めつけてしまう

ことが逆に、まさに子どもの多様性を狭めてしまう可能性があるということだと思いません。

例えばここに、すごい元気はつらつな子どもがいて、大人は多分こうなしてほしいと思うからこういうイラストを描くんですけど、必ずしも全員元気はつらつなことが幸せなのかというと、静かにしている子は、静かにしている子で幸せだと。

○亀山委員 イラスト1つ取ってみても、子どもは元気であるべきというふうには思いませんけれども、何ていうんですか、このときに、イラストにしたら、いろんな、元気な子も、そうではない子も、本を読んでいる子も、それから、障がいのある子も、みんな一緒にイラストにする場合は、女の子でスカートはいているわというの、そういうのも全てを考えてイラストにしていくという。要するに、イラストにする場合は考えていくということですね。

○金子会長 基本的にはそうしていったほうがいい、もしくはイラストを削ったほうがいいんじゃないかという意見が出ていたんです。もうこれだと、まさに子どもは元気であるべきだということを大人側がバイアスをかけているということになるだろうかと思います。

明るく元気な子になってほしいと大人は思うんですけど、それは、逆に見ると押しつけではあるわけです。

○亀山委員 何となく分かりました。

○金子会長 ほかに。御意見、最終的には文章を考えていただけたらいいなと思います。子どものところが何かうまい表現でできるのであれば、それもいいかなと思って。

○萬羽会長職務代理 このこと自体はもちろん私も大切だとは思いますが、方向性の一番最初にこういう書き方で書いてあると、ちょっと何か。もうちょっと違う書き方もあるかなという気はしてしまうという感じです。

この考え方が違うとは全然思っていない、もちろん大切なことだと思うんですけど。

○喜多委員 すみません。この基本理念の最初の部分の、一番基本的な子ども・子育て支援の総合的な施策を推進していく目的な部分で、こどもの権利が保障され、こどもの幸福（ウェルビーイング）を実現するというのが、活字も大きく、これが基本なんだという、これはこれで悪くはないんですが、ちょっと気になっているのは、ウェルビーイングが今一番よく言われることなんですけれども、僕は同時に、やっぱり子どものエンパワーメントのほうにむしろ、この施策を推進していったら、こどもの権利が保障されていくというときに、具体的に目標とか目的を考えたときに、ウェルビーイングもいいんだけど

ど、ちょっと目標がはっきりしなくなってしまう嫌いがありまして、むしろエンパワメントということを、つまり子どもたちが自己肯定感を含めて、やっぱり子どもたちが元気を取り戻すということが子ども施策の基本になってほしいなという気持ちがあるんです。

もともと、意見表明、参加もそういう施策なんです。エンパワメントが目的で意見表明、参加している部分があるので、そこを外さないで、ウェルビーイングはいいんですけど、それだけだと曖昧で、何か分かったようで分からないで終わってしまう可能性があるんで、1つエンパワメントの視点も入れてほしいなと思ったんですね。

○金子会長 ウェルビーイングは幸福なのかというのはなかなか容易に訳せない。訳せない言葉なんで、幸福（ウェルビーイング）と書いてしまっているというのは、気になるところではありますね。幸福とか、僕は幸福なんだろうなと思うんですけどね。日本語で一番言うと、親の願いは、一番は幸福なんじゃないかという気がします。英語を使うか、日本語を使うかということも多分はあるかなという気はします。とにかく英語を使いがちではあるのですが、幸福とか自己実現とか、何かそういう言葉もあるかなと思います。

○喜多委員 こども大綱ができるまで待ってこの計画を立てるという、最初の方針でね。その意味では、こども大綱の子ども観とか基本理念は、できれば尊重したほうがいいと思うんですが、そこに出てくるのはやっぱり、子どもの自己実現や自己決定の主体としての子ども、あるいは意見表明、参加と、正確な文書で言うなら意見表明、参加と、自己選択、自己決定、自己実現の主体として子どもを支援するという。そういう、もうちょっと具体的に主体ということの意味をはっきりさせていく、子どもが主体である、子育ての主体者であるという書き方をしているんだけど、主体であるという意味をこども大綱は非常に明らかに、自己選択の主体であり、自己決定の主体であり、自己実現の主体であるというふうな表現を取っているんで、できれば、何かそこまで踏み込むと、何かウェルビーイングで全部それがくくられてしまっているのかなということですね。もう少し具体的な形を取ってもいいかなと思いました。

○金子会長 難しいところで、具体的に書いたときにどこまで書くか、多分出てくるところもあり、ウェルビーイングというのは使いやすいので、最近皆さん使っているという感じですが、よく分からないけど使っているという。

○萬羽会長職務代理 よく分からないまま使っちゃうとあれですよ。

○金子会長 結構大きな文字のところなので、大事なところなんですけど、これ、ウェルビーイン

グという言葉が出てきていなかったときは、多分、幸福だったんじゃないかと思うんです。ウェルビーイングの場合は、実は、自己のウェルビーイングと社会のウェルビーイングを両立させるとというのが、もともとウェルビーイングで出てきた考え方だったと思うんですね。ウェルなビーイングなので、言ってみれば幸福なんだなと僕は思うんですけど、幸福の中に自己実現とか自己決定ができて、自律しているということとか、オートノミーみたいな考え方も入ってくるんだろうなと思うんですが、それを総称して何といおうかという。

○熊谷氏 すみません、よろしければ伺えればと思います。ウェルビーイングという言葉は、最近よく使われるようになってきていて、WHOの健康というところにつながってくるのかと思います。健康の3つの要素ということで、身体の健康、精神の健康、それと社会性の健康という3つが合わさってウェルビーイングであるということで、ウェルビーイングが使われているというふうに認識しております。なので、ここでウェルビーイングという言葉が登場させたのは、体の健康、心の健康、社会的な健康が、いい状態である、健全な状態であるというこの3つが重要だということを言いたくて、ウェルビーイングという言葉で今回用いてきました。

それらを総称して何というのかというところで、幸せというところにつながるのかなということで、もともと第二次計画でも幸福という言葉はありましたので、それを尊重すると。ただ、幸せの3要素ということでウェルビーイングという言葉を使わせていただきました。

○金子会長 使うならどっちかかなという気もしなくはない。幸福（ウェルビーイング）というのが正しい使い方なのかって、突っ込む人は突っ込むんじゃないかという気がする。

○熊谷氏 なので、確かにウェルビーイングという言葉にさせてもらって、ウェルビーイングの3要素というのをどこかに書き込ませていただいて、3つの要素がそれぞれ健全であるというところを狙っていきますといったものをここに表すというのはあるのかなと思います。

喜多先生におっしゃっていただいた自己実現とか主体性については、私どもも議論しておりまして、4ページ目の一番上、基本的視点のところに、主体性や自己肯定感を育む「こども支援」という言葉を書かせていただきまして、この辺はエンパワーメントを意識しながら言葉を持ってきたというものになります。

ちょっとその辺りも、理念のところがあまりにも長いとだんだん分かりにくくなって

くるところもあるので、理念のところはできれば簡潔な言葉にさせていただいて、込めた意味をほかのところで説明していくということもあるのかなと思っておりまして、1つの案としては、ウェルビーイングという言葉を残させていただいて、3要素であったり、あとエンパワーメントに通じるような主体性とか自己肯定感といったところもしっかり書いていくということもあるのかなということで、また、中でも議論したいと思います。

○金子会長 小金井市の中で、どう使っていくかみたいなのをちょっと考えたほうがいい気がします。なるべく外来語を使わないという判断も行政の中にはある場合があると思いますので、小金井がどういう言葉を使っているのかというのも、それに合わせていくということもあるのかなという気がします。文科省の学習指導要領にはほとんど片仮名は出てきません。意地でも日本語に訳します。

○子ども家庭部長 ちょっと考えさせてください。

例えば、今、喜多先生の御意見を踏まえて思ったのは、子どもの幸福と自己決定を実現するとかだと思ったんです。自己決定の前にもありましたけど、最後は。ただ、僕らがもともとこのことを考えたときは、幸福というのが本人が主観的に幸福だと思っている状態ならばそれでいいのかということがありまして、そうすると、心身と社会との関係において健全であるということが、全体として整っている中での幸福でなければいけないというところがあったんです。その上で、ちょっと迷いはありますけれども、ちょっと受け止めさせて考えさせていただきたいと思います。どうしたらいいのかちょっと悩ましいですけどね。

一方で、ウェルビーイングだけ残して、子どものウェルビーイングを実現するというだけだと、また、ちょっと違うんだよなというふうに思う方も多いんだと思うんです。

○金子会長 5年間そのままになるということですよ。

○子ども家庭部長 はい。

○金子会長 5年後にウェルビーイングを使っている人がいるかどうか……。

○子ども家庭部長 どちらかというと、幸福が先にあって、その幸福な状態というのを是の方向から見たときには、本人が幸せだと思っているというだけではなくて、また、親が勝手に子どもは幸せな状態にあると思込むわけではなくて、ウェルビーイングな状態であることも大事なんだと思ったという順番なので、ちょっとここで、今、どっちがいいと申し上げられないんですけど、考えさせていただければと思うところなんですけど、どうでしょ

う、鈴木課長。そんなところですね。

○子育て支援課長 すいません、ちょっといろいろな御意見があったので、どう盛り込めばいいのかというか。

○金子会長 盛り込み過ぎないように。ここは本当にタイトルなんで、盛り込み過ぎないように何かいい言葉が出てくるといいなと僕は思います。別に、僕はウェルビーイング嫌い、あまり好きではないんですが、ウェルビーイングじゃ駄目だと言っているわけではないです。どうもヨーロッパの言うことが信じられない。

○萬羽会長職務代理 議事録、残りますよね。

○金子会長 大丈夫です。ちょっと私のほうから幾つか。時間もあれなんでもうそろそろ思っているのですが、これの4ページ目の、基本的な視点の3のところ、「地域のこども・子育て支援に関わってよいと思う割合」というのが指標に上がっているんですけど、ここだけやけにネガティブで、関わりたくないけど関わってもいいよ的なイメージがあるので、何か言葉を。「関わっている」とか。あと、「整備されている」も何かやけに受け身な言葉になってしまっているんで、「整備できている」とかに変えたほうが、行政の方たちだけがするものではないと思いますので、されているということになるとどうしても受け身になってしまうかなという気がしました。

あと施策体系。次の5ページの2の3ですね。「こどもを生み育てる家庭が支援されている」というのも、何かここだけ、ちょっとだけ行政が主語になってしまっているな。ほかは行政が主語じゃないんですけど、ここだけ行政が主語になってしまっている感があるので、ちょっと代替の言葉が思いつかなかったんですが、せつかく行政が主語でないようにしようとしているところがあるんだったら、何かちょっとここを考えてみてほしいかなという気がしました。僕はそんなところですね。

ほか、皆さん、私がしゃべってしまいましたが。ほかに皆さんの御意見がありましたら。これ先ほど言ったように、確実にこれで絶対変えられませんというものではありませんので、具体的な議論の中から、やっぱりここはこの言葉にしようみたいなことも出てくるかなと思いますし、今日思いつかなければ、これ、事務局のほうに御連絡いただければ、こういうふうに思いましたという御意見もぜひ出していただければなと思いますので、積極的な御意見をいただければなと思います。

では、次第（2）は終了するというので、次に、次第の（3）その他を議題といたします。次回の日程について、事務局より御説明をお願いいたします。

○子育て支援課長 次回の開催は10月21日月曜日の18時30分からを予定しておりますので、よろしく願いいたします。

今後のスケジュールにつきましては、先日事務局のほうから御連絡差し上げたかと思うんですが、ちょっと遅れている状況もございますので、会議の予備日といいますか、そういった形で、前回スケジュールを11月まででということとさせていただいておりましたが、12月も開催を予定しておりますので、そちらのほうも、すみませんが御予定おきしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○喜多委員 12月11日。

○子育て支援課長 そうですね。12月11日の予定で、うまく進行が進めば開催しないということもあるのかもしれないんですが、今のペースでいきますと、12月11日は開催という形になるかなと思っておりますので、御予定のほう、よろしく願いいたします。

○金子会長 次回、4章、5章。

○子育て支援課長 そうですね、4章、5章。

○金子会長 次が6章。

○子育て支援課長 6章と全体。

○金子会長 6章と全体。ということで、そこから、予備日としてもう1日取っているというふうになってございます。

そのほか何かございますでしょうか。

以上で、次第の（3）については終了とさせていただきます。

本日の審議事項は以上となります。

以上で本日の会議を終了いたします。本日はありがとうございました。

— 了 —